

## 実践！親子法律教室～広島司法書士会での取り組み～

田村 拓樹（広島司法書士会）

広島司法書士会では平成21年度に第1回親子法律教室を開催して以降、毎年度開催されている。広島県内の小学生3年生から5年生とその保護者を対象に、様々な工夫を凝らし、好評を博している。ここ数年は、募集人数を申込み数が大きく上回り、高倍率の抽選となるなど、人気事業となっている。

特徴としては、毎回オリジナル教材を自分達の手で作成していることや、子ども達がリラックスして取り組めるようにプログラム、時間配分、雰囲気づくりにも配慮したのになっていることが挙げられる。

直近に開催された第8回親子法律教室では、「所有権」をテーマとし、物を所有するとはどういうことかについて学び、自分の権利が保障されているということは相手の権利も保証されていること、お互いの権利を尊重しあうことで安心して物を所有できることを理解してもらえる内容とした。

さらに、自分の所有権を公示する方法やその大切さについても学び、所有に関するトラブルを未然に防ぐことの重要性を伝えた。

以上のように、本報告では、これまで広島司法書士会が開催してきた親子法律教室を振り返り、その特徴を紹介するとともに、平成29年3月に開催された第8回親子法律教室の実践報告を行う。